

東京地方裁判所 令和●●年（○○）第●●号 差押停止請求事件

国側当事者・国

令和2年9月25日棄却・控訴

判 決

原告	X
被告	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
同指定代理人	河村 浩幸
同	須波 敏之
同	伊藤 芳樹
同	小林 厚夫
同	池内 康将

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、243万9600円及びこれに対する支払までの付帯金利を支払え。

第2 事案の概要等

本件は、原告が、平成26年分ないし平成30年分（以下「本件各年分」という。）の所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」という。）について、国税通則法（以下「通則法」という。）25条及び同法66条1項、2項の規定に基づく決定及び無申告加算税の賦課決定（以下「本件各決定」という。）を受け、本件各決定に係る国税（延滞税を含む。）を完納しなかったことから預金債権の差押え（以下「本件差押処分」という。）及び取立て（以下「本件取立て」という。）を受けたところ、本件各決定は原告が被害を受けた横領による損失を考慮していないことから違法無効であり、これに続く本件差押処分も違法無効であると主張して、被告に対し、不当利得返還請求権又は通則法56条1項の規定に基づく過誤納金返還請求権に基づき、本件取立てによって徴収したものとみなされた243万9600円及びこれに対する付帯金利（民法704条の規定に基づく利息又は通則法58条1項の規定に基づく還付加算金をいうものと解される。）の支払を求める事案である。

1 関係法令の定め

本件に関する法令の定めは、別紙1記載のとおりである（なお、同別紙で使用した略語は本文でも用いることがある。）。

2 前提事実

(1) 本件各決定について

ア 足立税務署長は、令和元年6月26日、原告の本件各年分の所得税等について、通則法25条及び同法66条1項、2項の規定に基づき、決定及び無申告加算税の賦課決定（本件各決定）をした（乙1～5）。

イ 原告は、本件各決定に不服があるとして、同年7月16日、足立税務署長に対し、再調査の請求をしたが、足立税務署長は、同年10月8日、これを棄却する旨の決定をした（甲2、乙6の1・2、乙7）。

ウ 原告は、本件各決定に不服があるとして、同月31日、国税不服審判所長に対し、審査請求をした（乙8）。

(2) 本件差押処分及び本件取立てについて

ア 足立税務署長は、原告が本件各決定に係る国税（所得税等及び無申告加算税）を、その納期限である令和元年7月26日までに完納しなかったことから（以下、原告が完納しなかった本件各決定に係る国税を「本件滞納国税」という。）、同年8月26日、原告に対し、通則法37条1項の規定に基づき、督促状により、本件滞納国税の納付を督促した（乙9の1～5）。

イ 足立税務署徴収職員は、本件滞納国税を徴収するため、同年10月31日、徴収法47条1項、同法62条1項の規定に基づき、別紙2財産目録記載の預金債権（以下「本件預金債権」という。）を差し押さえ、同日、B信用金庫亀有駅前支店へ債権差押通知書を送達した（乙10。本件差押処分）。

ウ 足立税務署徴収職員は、同年11月15日、徴収法67条1項の規定に基づき、B信用金庫から本件預金債権を取り立て（本件取立て）、足立税務署長は、同月18日付けで、本件取立てに係る金員の全額を足立税務署長に配当する旨の配当計算書を作成し、原告宛てに配当計算書謄本を発送した（乙11の1・2）。

(3) 本件訴訟の提起

原告は、令和2年2月3日、本件訴訟を提起した（顕著な事実）。

3 争点及び争点に係る当事者の主張

本件の主な争点は、本件各決定に無効事由があるか否かであるところ、これに係ると当事者の主張は、次のとおりである。

(原告の主張)

(1) 原告は、原告が代表者を務める有限会社C（以下「C社」という。）の経理担当であるD（以下「D」という。）による次の①～④の横領行為（以下「原告主張に係る横領」という）によって各損害を被っており、当該損害の額が、原告の本件各年分の所得税等における上場株式の売却による譲渡所得の金額の計算上、控除されるべきであるところ、これらを控除することなくされた本件各決定は違法無効である。

① Dが、平成17年11月8日にC社設立の出資金に充てるために原告から借りた150万円を返還しないこと

② Dが、平成18年5月18日、C社に対して、はさみ60本の代金名目で63万円を株式会社Aに支払わせたこと

③ Dが、平成18年12月6日、C社の売上代金25万5000円を横領したこと

- ④ Dが、平成18年12月27日、C社の口座から10万円を横領したこと
- (2) 原告は、足立税務署の担当者との間で、個人的な横領による損失を株式投資で得た利益に係る損金として処理することが法律に適合することを互いに確認していた。しかしながら、足立税務署の担当者は、その後、横領による損失は古いので時効である、又は、株式投資で得た利益は株式の損失でのみ相殺されるなどと述べ、原告に横領による損失の説明や立証の要求もしないまま、本件差押処分及び本件取立てに及んでおり、このような経緯に鑑みても、本件各決定は違法無効である。

(被告の主張)

- (1) 本件では、原告に横領による損失が生じた事実が認められず、仮にかかる事実があるとしても、そのことが、本件各決定について法的にどのような無効事由を構成するののかも不明である。
- (2) 原告の主張が、原告が横領により被った損失の額は、上場株式の売却による譲渡所得の金額の計算上、控除されるべきとの趣旨であるとしても、上場株式等に係る譲渡所得の金額は、その年中の当該所得に係る総収入金額から当該所得の基因となった資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額並びにその年中に支払うべきその資産を取得するために要した負債の利子の合計額を控除した残額の合計額とする旨規定されているところ（租税特別措置法37条の11第6項の規定による読み替え後〔平成27年分以前については、平成25年法律第5号による改正前の租税特別措置法37条の10第6項3号による読み替え後〕の所得税法33条3項）、仮に、原告に横領による損失が生じたとしても、当該損失は、これらの控除される金額のいずれにも該当せず、これを控除することはできない。
- (3) したがって、本件各決定が違法無効であるとする原告の主張には理由がない。

第3 当裁判所の判断

- 1 一般に、行政処分が無効であるというためには、単に当該処分に違法の瑕疵があるというだけでは足りず、重大かつ明白な瑕疵が存在することが必要であり（最高裁昭和34年9月22日第三小法廷判決・民集13巻11号1426頁参照）、行政処分の無効原因である瑕疵が明白であるとは、処分要件の存在を肯定する処分庁の認定の誤認であることが、処分成立の当初から、外形上、客観的に明白であること、すなわち、処分の外形上、客観的に、誤認が一見看取り得るものであることをいうものと解される（最高裁昭和36年3月7日第三小法廷判決・民集15巻3号381頁参照）。
- 2 証拠（乙1～5）によると、本件各決定における本件各年分の所得税等の税額計算は、別表のとおりであって、いずれの年分についても、①原告が公的年金等の収入を得ており、雑所得の金額が生じていること、②原告が当該年中にE証券株式会社の特定期口座（源泉徴収の選択なし）を利用して上場株式の売却をしており、これによる譲渡所得の金額が生じていること、③所得控除があること、平成26年分、平成27年分及び平成29年分については、④原告が当該年中に特定期口座を利用することなく上場株式の売却をしており、これによる譲渡所得（損失）の金額が生じていることが認められる。
- 3 これに対し、原告は、上記第2の3（原告の主張）（1）のとおり、平成17、18年頃、原告主張に係る横領による損害を被っており、当該損害の額が、原告の本件各年分の所得税等における上場株式の売却による譲渡所得の金額の計算上、控除されるべきであると主張する。

しかしながら、本件で提出された全ての証拠によっても、原告主張に係る横領の事実があったと認めることはできない上、これらは、本件各決定当時、民事訴訟で争われていたことがうかがわれることも踏まえると、少なくともその存在が外形上、客観的に明白であったとはいえない。

また、原告は、原告主張に係る横領による損害は、本件各年分の上場株式の売却による譲渡取得の金額の計算上、控除されるべきであると主張するところ、上場株式等に係る譲渡所得の金額は、その年中の当該所得に係る総収入金額から当該所得の基因となった資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額並びにその年中に支払うべきその資産を取得するために要した負債の利子の合計額を控除した残額の合計額とする旨規定されており（平成26年分及び平成27年分につき、平成25年法律第5号による改正前の租税特別措置法37条の10第6項3号による読み替え後の所得税法33条3項、平成28年分ないし平成30年分につき、租税特別措置法37条の11第6項及び同法37条の10第6項の規定による読み替え後の所得税法33条3項）、原告主張に係る横領はいずれもC社に係る取引等に関するもので、これによって生じた損害が「当該取得（引用者注：上場株式等に係る譲渡所得）の基因となった資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額並びにその年中に支払うべきその資産を取得するために要した負債の利子」に該当するとはいえないことから、この点においても原告の主張は失当というべきである（特に、上記第2の3（原告の主張）（1）②～④については、原告の主張を前提にしたとしても、損害が生じたのは原告ではなくC社であって、理由がないことはより一層明らかといえる。）。なお、仮に、原告が、原告主張に係る横領による損害につき、課税標準や所得控除等の計算に何らかの影響を及ぼす旨主張するものであったとしても、いかなる影響が及ぶのかが明らかではないことに加え、上記のとおり、そもそも原告主張に係る横領の事実があったと認めることはできないことから、当該主張には理由がない。

さらに、原告は、上記第2の3（原告の主張）（2）のとおり、足立税務署の担当者との間で、個人的な横領による損失を株式投資で得た利益に係る損金として処理することを互いに確認していたなどと主張するが、そのようなやり取りを裏付ける的確な証拠はなく、また、仮にそのようなやり取りがあったとしても、これによって、原告主張に係る横領による損害が、課税標準や所得控除等の計算に影響を及ぼすこととなるとはいえないことから、かかる主張は失当というべきである。

- 4 以上によると、本件各決定において原告主張に係る横領による損害が考慮されていないことについて、重大かつ明白な瑕疵があると認めることはできず、本件各決定に無効事由があるとはいえない。

第4 結論

したがって、原告の請求には理由がないことから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第38部

裁判長裁判官 鎌野 真敬

裁判官 網田 圭亮

裁判官 野村 昌也

関係法令の定め

1 決定及び無申告加算税の賦課決定に関するもの

- (1) 通則法25条本文は、税務署長は、納税申告書を提出する義務があると認められる者が当該申告書を提出しなかつた場合には、その調査により、当該申告書に係る課税標準等及び税額等を決定する旨定める。
- (2) 通則法66条1項本文は、同項各号のいずれかに該当する場合には、当該納税者に対し、当該各号に規定する(中略)決定に基づき通則法35条2項の規定により納付すべき税額に100分の15の割合(括弧内省略)を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課する旨定め、同項1号は、(中略)通則法25条の規定による決定があった場合を掲げる。
- (3) 通則法66条2項は、同条1項の規定に該当する場合(括弧内省略)において、同項に規定する納付すべき税額(括弧内省略)が50万円を超えるときは、同項の無申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する税額(括弧内省略)に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする旨定める。

2 徴収に関するもの

- (1) 通則法35条2項は、同項各号に掲げる金額に相当する国税の納税者は、その国税を同項各号に定める日(括弧内省略)までに国に納付しなければならない旨定め、同項2号は、(中略)決定通知書に記載された納付すべき税額については、その(中略)決定通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日と定める。
- (2) 通則法35条3項は、(中略)無申告加算税(中略)に係る賦課決定通知書を受けた者は、当該通知書に記載された金額の(中略)無申告加算税(中略)を当該通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに納付しなければならない旨定める。
- (3) 通則法37条1項は、納税者がその国税を通則法35条(中略)の納期限((中略)延滞税(中略)については、その計算の基礎となる国税のこれらの納期限とする。以下「納期限」という。)までに完納しない場合には、税務署長は、(中略)その納税者に対し、督促状によりその納付を督促しなければならない旨定める。
- (4) 通則法40条は、税務署長は、通則法37条の規定による督促に係る国税がその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されない場合(中略)には、国税徴収法その他の法律の規定により滞納処分を行なう旨定める。
- (5) 国税徴収法(以下「徴収法」という。)47条1項は、同項各号の一に該当するときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならない旨定め、同項1号は、滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときを掲げる。
- (6) 徴収法62条1項は、債権(括弧内省略)の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行なう旨定め、同条3項は、同条1項の差押の効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずる旨定める。
- (7) 徴収法67条1項は、徴収職員は、差し押えた債権の取立をすることができる旨定め、同

条3項は、徴収職員が同条1項の規定により金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から差押に係る国税を徴収したものとみなす旨定める。

3 還付及び還付加算金に関するもの

- (1) 通則法56条1項は、(中略) 税務署長(中略)は、還付金又は国税に係る過誤納金(以下「還付金等」という。)があるときは、遅滞なく、金銭で還付しなければならない旨定める。
- (2) 通則法58条1項柱書は、(中略) 税務署長(中略)は、還付金等を還付(中略)する場合には、同項各号に掲げる還付金等の区分に従い当該各号に定める日の翌日からその還付のための支払決定の日(中略)までの期間(他の国税に関する法律に別段の定めがある場合には、その定める期間)の日数に応じ、その金額に年7.3%の割合を乗じて計算した金額(以下「還付加算金」という。)をその還付(中略)すべき金額に加算しなければならない旨定め、同項1号イは、通則法25条の規定による決定又は賦課決定により納付すべき税額が確定した国税(当該国税に係る延滞税及び利子税を含む。)に係る過納金(同項2号に掲げるものを除く。)については、当該過納金に係る国税の納付があった日(その日が当該国税の法定納期限前である場合には、当該法定納期限)と定める。

4 株式等に係る譲渡所得の金額に関するもの

- (1) 所得税法33条3項は、譲渡所得の金額は、同項各号に掲げる所得につき、それぞれその年中の当該所得に係る総収入金額から当該所得の基因となった資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額を控除し、その残額の合計額(当該各号のうちいずれかの号に掲げる所得に係る総収入金額が当該所得の基因となった資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額に満たない場合には、その不足額に相当する金額を他の号に掲げる所得に係る残額から控除した金額。以下この条において「譲渡益」という。)から譲渡所得の特別控除額を控除した金額とする旨定める。
- (2) 平成25年法律第5号による改正前の租税特別措置法37条の10第1項前段は、居住者(中略)が、平成16年1月1日以後に株式等の譲渡(括弧内省略)をした場合には、当該株式等の譲渡による(中略)譲渡所得(中略)については、所得税法22条及び89条並びに165条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該株式等の譲渡に係る(中略)譲渡所得の金額(中略)として政令で定めるところにより計算した金額(括弧内省略)に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額(括弧内省略)の100分の15に相当する金額に相当する所得税を課する旨定める(なお、租税特別措置法37条の11第1項は、平成28年1月1日以後に上場株式等の譲渡をした場合について、同様に定める。)
- (3) 平成25年法律第5号による改正前の租税特別措置法37条の10第6項は、同条1項の規定の適用がある場合には、同項各号に定めるところによる旨定め、同項3号は、所得税法33条3項の規定の適用については、同項中「譲渡所得の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得の金額」と、「譲渡に要した費用の額」とあるのは「譲渡に要した費用の額並びにその年中に支払うべきその資産を取得するために要した負債の利子」と、「し、その残額」とあるのは「した残額」と、「」。以下この条において「譲渡益」という。)から譲渡所得の特別控除額を控除した金額とする」とあるのは「」とする」とする旨定める(なお、租税特別措置法37条の11第6項が準用する同法37条の10第6項は、平成28年1月1日以後

に上場株式等の譲渡をした場合について、同様に定める。)

(別表)

本件各決定の所得税等の税額計算

		平成26年分	平成27年分	平成28年分	平成29年分	平成30年分	
総所得金額(②)		①	1,407,402	1,415,404	1,233,545	1,097,297	1,096,648
(内訳)	雑所得	②	1,407,402	1,415,404	1,233,545	1,097,297	1,096,648
株式等に係る譲渡所得等の金額		③	3,065,612	2,399,377	1,772,878	2,911,358	2,159,739
所得控除の額の合計(⑤+⑥+⑦)		④	597,402	604,404	815,582	1,135,543	1,016,420
(内訳)	社会保険料控除	⑤	217,402	224,404	275,582	375,543	256,420
	配偶者控除	⑥	0	0	0	380,000	380,000
	配偶者特別控除	⑦	0	0	160,000	0	0
	基礎控除	⑧	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
課税総所得金額		⑨	810,000	811,000	417,000	0	80,000
株式等に係る課税譲渡所得等の金額		⑩	3,065,000	2,399,000	1,772,000	2,873,000	2,159,000
⑨に対する税額		⑪	40,500	40,550	20,850	0	4,000
⑩に対する税額		⑫	459,750	359,850	265,800	430,950	323,850
基準所得税額(⑪+⑫)		⑬	500,250	400,400	286,650	430,950	327,850
復興特別所得税額		⑭	10,505	8,408	6,019	9,049	6,884
所得税等の額(⑬+⑭)		⑮	510,755	408,808	292,669	439,999	334,734
源泉徴収税額		⑯	0	0	190	2,286	4,121
納付すべき税額		⑰	510,700	408,800	292,400	437,700	330,600
無申告加算税の税額		⑱	77,000	60,000	43,500	64,500	49,500

